

平成25年(行ケ)第59号 裁決取消等請求事件

平成25年(行ケ)第60号 裁決取消等請求事件

原告 草野利一ほか56名, 清水正悟


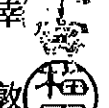
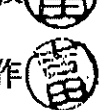

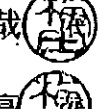



被告 国(処分行政庁 総務大臣)

準備書面(3)

平成26年12月4日

東京高等裁判所第23民事部Eイ係 御中

被告指定代理人

中野康典	
中島伸一郎	
下宮浩幸	
梅田敦	
吉田一作	
川口晃	
野村惇哉	
鎌田亮	
大橋豊	
鈴木亮佑	

被告は、本準備書面において、原告らの平成26年10月3日付け「原告ら第2準備書面」（以下「原告ら第2準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 電波監理審議会が舟木鑑定から認定した事実について実質的証拠に欠けることはないこと

### 1 原告らの主張の要旨

原告らは、要するに、電波監理審議会における舟木鑑定人による鑑定（以下「舟木鑑定」という。）が、周囲雑音や漏洩電波等の測定方法に関する原告らの要望を受け入れずに実施されたことから、舟木鑑定は証拠価値が低く、舟木鑑定の結果は電波監理審議会が認定した事実についての実質的証拠に当たらない旨主張するようである（原告ら第2準備書面I第3・18及び19ページ）。

### 2 鑑定においていかなる鑑定方法を用いるかは鑑定人の判断に委ねられていること

しかしながら、そもそも、舟木鑑定は、審理官が職権で鑑定人舟木に実施させたものであるところ（法92条の2参照）、鑑定とは、鑑定人の有する専門的経験則を事実認定の証拠資料とするための証拠調べをいうから、鑑定人がいかなる方法により鑑定を実施するかについては、本来、当該鑑定人の判断に委ねられているというべきであって、異議申立人等の当事者に実施方法についての要望を鑑定に反映させなければならぬとする法的理由はなく、ましてや、当事者の要望が反映させられなかったとしても、そのことが鑑定の信用性を減殺する理由にはならない。

したがって、舟木鑑定において、舟木鑑定人が原告らの要望する測定方法によらずに周囲雑音や漏洩電波等を測定していたとしても、そのことから直ちに

舟木鑑定が証拠価値が低いということにはなり得ないというべきであって、その意味で、原告らの上記主張に理由がないことは明らかである。

### 3 舟木鑑定からの事実認定が合理的であること

また、上記2の点をひとまずおくとしても、実質的証拠法則の下においては、裁判所は、電波監理審議会の認定事実について、独自の立場で新たに認定をやり直すのではなく、電波監理審議会で取り調べられた証拠から当該事実を認定することが合理的であるかどうかの点のみを審査すると解されるどころ(独禁法における実質的証拠法則について、最高裁判所昭和50年7月10日第一小法廷判決・民集29巻6号888ページ参照)、本件において、電波監理審議会は、周囲雑音の測定結果が申立人(原告ら)と総務大臣とで著しく異なることに関して、測定環境(場所、時間帯、家屋の仕様)による変動が大きいことから説明可能であり、周囲雑音自体が非常にばらつきの大きいものであることがうかがえる以上の知見は引き出すことができないとし、その点を補強する事実として、舟木鑑定から、特定地点の特定家屋における特定の時刻の結果によって周囲雑音に変動するという事実を認定している(本件決定案第3の2(4)③・29ページ)。

しかるに、舟木鑑定においては、神奈川県横須賀市内の木造戸建住宅と同県横浜市金沢区内の木造戸建住宅のそれぞれにおいて、ループアンテナやモノポールアンテナ等を用いて、周囲雑音を測定したところ、同県横須賀市内の木造戸建住宅で測定した結果と同県横浜市金沢区内の木造戸建住宅で測定した結果とでは、観測される周囲雑音に違いがあり、また、測定する時間によっても、結果に違いが生じた(舟木鑑定人作成による平成23年2月21日付け「広帯域電力線搬送通信設備の漏洩電波の電界強度等の測定に関する鑑定報告書」(以下「舟木鑑定報告書」という。)19ないし39ページ)というのであるから、かかる舟木鑑定から電波監理審議会在が、観測者によって観測される周囲雑音に違いが生じることに関して、特定地点の特定家屋における特定の時刻の結果に

すぎないとの事実を認定することは極めて合理的であるといえる。

#### 4 小括

以上のとおり、電波監理審議会が、周囲雑音の観測結果の違いについて、舟木鑑定から、特定地点の特定家屋における特定の時刻の結果にすぎないとの事実を認定したことは極めて合理的であり、実質的証拠に欠けることはないというべきであって、原告らの上記主張に理由はない。

### 第2 本件訴訟において、原告らは、新たな証拠の提出が一切認められないこと

#### 1 原告らの主張の要旨

原告らは、「先行する行政庁の証拠評価等が合理的根拠に基づかないことを示す資料を当審において取り調べることは、むしろ同種分野に関する審理に慣れていない裁判所が、本事案を適切に把握した上で判断するために必要不可欠と言うべきものである」とした上で（原告ら第2準備書面Ⅱ第1・20及び21ページ）、本件訴訟において新たに提出しようとする甲第208号証ないし甲第222号証の各書証について、電波監理審議会の証拠評価ないし事実認定に合理的根拠があるか否かを適切に判断するために提出したものであるから、当審において取り調べられるべきであると主張するとともに、舟木鑑定人、原告青山、原告土屋及び原告上野伴希の人証を採用することを求めるようである（原告ら第2準備書面Ⅱ第2及び第3・21ないし26ページ、平成26年4月18日付け証拠申出書）。

#### 2 被告の反論

しかしながら、被告の平成26年10月6日付け準備書面(2)（以下「被告準備書面(2)」という。）第1(2ないし6ページ)で述べたとおり、電波監理審議会が認定した事実に関して、当事者は、訴訟において、新たな証拠を提出することは許されないというべきであり、裁判所が、電波監理審議会が取り調べた証拠から当該事実を認定することが合理的であるかどうかを審理するに当たっ

ては、総務大臣から送付された事件記録(法98条)から判断されることになる。

したがって、原告らは、本件訴訟において新たな証拠を提出することはできず、甲第208号証、甲第209号証、甲第211号証ないし甲第216号証の1、甲第218号証ないし甲第222号証及び全人証は、電波監理審議会で取り調べられていない新たな証拠であるから、それらの証拠申出は、いずれも却下されるべきである。

なお、甲第210号証、甲第216号証の2及び甲第217号証は、総務大臣から裁判所に送付された事件記録に含まれている。

以 上